

議案第1号

鹿児島市都市計画審議会都市計画提案評価小委員会の委員の選任について

鹿児島市都市計画審議会都市計画提案評価小委員会（以下「小委員会」という。）の委員について、鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第8条第2項及び第3項の規定により、委員の選任を付議する。

- 1 小委員会は、6人以内の委員をもって組織する。
- 2 小委員会の委員は、鹿児島市都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験のある者の中から会長が審議会に諮って定める。